新幹線プレス

 2016 年 2 月 5 日
 No.262

 発行者
 成 田 隆 浩

 編集者
 教 宣 部

JR東海労新幹線地本

不当なボーナスカットを許すな!

労働審判で強く訴える!!

2月3日、昨年夏季のボーナスカットを不服として申し立てた東京第一運輸所分会安野浩之さん・三島車両所分会土屋浩一さんの労働審判(IV)の第1回目の審理が東京地裁で行われました。

会社側の目論見・・・審判員、にべもなく拒否!

会社側は審判の否定を意図して、『労働審判を組合活動に利用している。』として 地本情報などを審判員に提示しましたが、これに対し審判員は『本件とは関係ありま せん。』とにべもなく拒否をし、会社側の目論見は退けられました。

会社からの説明を聞きたい。簡単に終わらせたくない。…私り強く訴える!

しかしながら、審判員は『本件は労働審判にそぐわない。24条適用(自動的に訴訟手続きに移行)か、仕切り直しという形で取り下げるしかない。』と説明。申し立てた二人は、『会社の答弁書内容はデタラメである。』『10項目の内、一つだけでもいいから会社からの説明を聞きたい。』と粘り強く訴えましたが、審判員は『言いたいことはわかるが、10項目を一つ一つ審議するのは膨大な時間がかかる。労働審判では無理。』とし、『24条適用するのか。それとも取り下げるのか。時間をかけてもふたつの結論しかない。』と言及。このため、一旦退席し対応を協議。両人の『簡単に終わらせたくない。』という意思を確認し、結論を出すまで1週間程度時間を貰おうという事になり、再度入室し審判員にその旨を要求。最終的に17日14時から第2回を行うことを決定し、2人の就業認証(当日の時間確保)を会社側に確約させて終了しました。

審判終了後、浜町区民館にて報告集会を開催。『会社が明らかにした指摘事項はデタラメであり、言いがかりとしか言えない。会社側代理人が示したビラを審判員が拒

否した時は気持ちが良かった。2回目に行くとは思っていなかったが、こうとなれば頑張って闘っていく。』と、両名よりあらためての力強い決意を受け、繰り返される不当なボーナスカットを許さないために両名を支えながら闘いを継続していく事を確認しました。

